

第六編 福利増進施設

序 語

一概に福利増進施設と言つても工場内の諸種の設備が必ずしも皆さうではない。内容を検討しないと甚だしい誤解に陥り易い。共済組合の制度は現在の秩序の下に一定の効果を認め得るであらう。此制度は其内容には多様な差別があるにも拘らず、可成り一般的に普及されてもゐるから、本編は主として此共済組合を中心として記述する。叙述の便宜上項目を(一)共済組合、(二)娯樂慰安設備、(三)保健設備、(四)工場寄宿舎に分つたが、孰れも共済組合組織から派生したものか、又は之と極めて密接な關係に立つものである。

第一 共済組合

共済組合制度は相當に多數の勞働者を有する工場其他の經營に於ては勿論、所謂供給生活者の團體の間に於ても認められる所である(教員互助會、警察官共済組合等は

後者の例)。又本年に於ては比較的集團を爲す屋外勞働者の間にも斯る制度が生れた。茲に述べるものは主として勞働者を中心としたものなることと言ふ迄もない。此制度は要するに、勞働者の相互保險に對して資本家(廣義の)が一定率又は一定額又は任意の補助を爲すのが普通の形式である。次に(一)民業に於ける共済組合、(二)官業に於ける共済組合、(三)屋外勞働者の共済組合に就いて述べよう。

尙ほ次のことを注意して置き度い、即ち各共済組合全部に亘つて其規約の内容並に事業成績を茲に詳述することは出来ないから、便宜上(二)の所で官業及び民業の代表的なもの、救済程度の對照表と、比較的歴史の古い海軍共済組合の創立以來の事業成績を稍々詳しく記載することにした。

(一)民業に於ける共済組合

稍々大規模な工場會社商會等では大抵此種の制度が設けられてゐる。從て其數も夥しく現に内務省の調査や東京府の調査に依つても全國に六百近くあり、其内容も千差萬

別で一律に述べることは出来ない。故に是等に就いての一般觀念を得る爲めには道府縣別にして共済組合を最も多數に包含する東京府の概況が昨年度の本年鑑に稍々詳細に述べてあるから参照され度い。茲には前記東京府の共済組合(其數八十二)を省いた他の各道府縣別共済組合の數、收支計算、事業成績等に就いて簡易に全國的統計を擧げるとに止める。是等は本年七月内務省社會局の調査に據るのであるが、先づ次のことを注意しなければならぬ。

- (1) 此統計は全國に於ける工場並に鑛山其他各種團體の組織に係る共済組合及之に類似するものに關する大正八年度末現在の概況であるが、尙ほ調査未了のものもある。
- (2) 遞信部内、鐵道省、陸海軍、警察官共済組合、産業組合組織其他官業に關する組織は含まれてゐない。
- (3) 第三表府縣別共済組合救済成績は第二表中の支出の部の内譯である。

(イ) 共濟組合數、組合員數、資金其他

府縣別	組合數	組合員			組合資金	
		職員	役職員	其他	組合資金	補助
京都府	一六	四三	三、九二二、五五三	三三	一五、七四四	六八二、〇五
大阪府	四三	八、七三三、〇二一	三九二	八四、五九一	一、〇三八、八七〇	一、五八六
神奈川	三	二、六七一	五八五	一三、三五七	一七四、六〇〇	—
新潟	二〇	四、五三二	五三三	一九一	五、二六〇	二、九九九
埼玉	三	一、〇八三	六二	六七四	一、八一九	三、九四
群馬	一三	一、二九八	五二	五七二	一、九五二	二、九七三
千葉	一	—	—	—	—	—
茨城	二	二、一七六	三五三	二、一九〇	一四、九六三	六四、八二〇
栃木	七	三、〇〇〇	二八〇	五九四	一三、八四四	二八、六九五
奈良	七	五〇九	一三三	—	六九九	一、〇七七
三重	二	四、三一	—	—	四、三三一	九、九五三
愛知	一〇	三、二〇七	一九〇	三六	三、六三三	一九、一八二
山梨	六	六三八	四八	—	六八六	五五九
滋賀	五	六、四三三	二六〇	七四	六、八〇五	二五、三三三
岐阜	四	六三〇	七	五	七〇五	六、一八〇

(ロ) 府縣別共濟組合收支表 (大正十年七月 内務省社會局調)

道府縣	收		入		支		殘額
	掛金	其他	救濟金支出	經費其他	計		
北海道	七七、二七三、六〇〇	一一一、三三三、四五五	一一一、六七三、四〇〇	九三、七三六、四三三	二二七、六一五、八三三	不足三、三三〇、九七	
東北	—	—	—	—	—	—	
東京	三三、九六八、〇九	—	—	—	—	—	
京都	—	—	—	—	—	—	
大阪	二九二、二八〇、〇六	—	—	—	—	—	
神奈川	—	—	—	—	—	—	
兵庫	—	—	—	—	—	—	

長新崎 群馬 茨城 栃木 奈良 三重 愛知 靜岡 山梨 滋賀 岐阜 長野 宮城 福島 岩手 青森 山形 秋田 福井 石川 富山 鳥取 岡山 山廣 和歌 德島 香川

山、廣、島、取、山、歌

川島	山口	島根	山	富山	石川	福井	山形	秋田	福井	岩手	青森	山形	秋田	福井	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	福井	石川	富山	鳥取	岡山	山廣	和歌	德島	香川						
六、六九七・〇〇	三、九三〇・五八	六、三三四・八八	二、二二一・四二	二、二二一・四二	六、七九一・〇〇	四、七六五・〇〇	二、四九五・一七	二、四九五・一七	二、四九五・一七	一、三六三・六〇	一、三六三・六〇	二、四九五・一七	二、四九五・一七	二、四九五・一七	四、二二二・〇〇	四、二二二・〇〇	四、二二二・〇〇	四、二二二・〇〇	四、二二二・〇〇	四、二二二・〇〇	四、二二二・〇〇	四、二二二・〇〇	四、二二二・〇〇	四、二二二・〇〇	四、二二二・〇〇	四、二二二・〇〇	四、二二二・〇〇	四、二二二・〇〇	四、二二二・〇〇	四、二二二・〇〇					
八、六二七・〇〇	二、四四七・一六	四、九五五・五七	二、〇三三・五五	二、〇三三・五五	九、〇一七・〇〇	八、一〇六・〇〇	九、三四三・〇五	九、三四三・〇五	九、三四三・〇五	三、八〇一・六九	三、八〇一・六九	九、三四三・〇五	九、三四三・〇五	九、三四三・〇五	四、三三三・二五	四、三三三・二五	四、三三三・二五	四、三三三・二五	四、三三三・二五	四、三三三・二五	四、三三三・二五	四、三三三・二五	四、三三三・二五	四、三三三・二五	四、三三三・二五	四、三三三・二五	四、三三三・二五	四、三三三・二五	四、三三三・二五	四、三三三・二五	四、三三三・二五				
一五、三三三・〇〇	二、八〇七・七四	九、四八七・五九	三、四七六・五四	三、四七六・五四	二、八二六・〇〇	二、八二六・〇〇	二、八二六・〇〇	二、八二六・〇〇	二、八二六・〇〇	一、六四三・二九	一、六四三・二九	二、八二六・〇〇	二、八二六・〇〇	二、八二六・〇〇	一、〇九三・一五	一、〇九三・一五	一、〇九三・一五	一、〇九三・一五	一、〇九三・一五	一、〇九三・一五	一、〇九三・一五	一、〇九三・一五	一、〇九三・一五	一、〇九三・一五	一、〇九三・一五	一、〇九三・一五	一、〇九三・一五	一、〇九三・一五	一、〇九三・一五	一、〇九三・一五	一、〇九三・一五				
三、五三三・〇〇	三、四九五・〇八	三、六四七・四七	二、〇三〇・〇〇	二、〇三〇・〇〇	六、二二七・〇〇	四、九七四・〇〇	四、四八六・八三	四、四八六・八三	四、四八六・八三	四、六七四・九五	四、六七四・九五	四、四八六・八三	四、四八六・八三	四、四八六・八三	三、二二五・二〇	三、二二五・二〇	三、二二五・二〇	三、二二五・二〇	三、二二五・二〇	三、二二五・二〇	三、二二五・二〇	三、二二五・二〇	三、二二五・二〇	三、二二五・二〇	三、二二五・二〇	三、二二五・二〇	三、二二五・二〇	三、二二五・二〇	三、二二五・二〇	三、二二五・二〇	三、二二五・二〇	三、二二五・二〇			
三、九五二・〇〇	—	四、五三三・六一	四、三九二・六七	四、三九二・六七	七、五〇〇	一、二二二・〇〇	八、五〇〇	八、五〇〇	八、五〇〇	一、八四五・二三	一、八四五・二三	八、五〇〇	八、五〇〇	八、五〇〇	四、〇一八	四、〇一八	四、〇一八	四、〇一八	四、〇一八	四、〇一八	四、〇一八	四、〇一八	四、〇一八	四、〇一八	四、〇一八	四、〇一八	四、〇一八	四、〇一八	四、〇一八	四、〇一八	四、〇一八	四、〇一八	四、〇一八		
七、四八四・〇〇	三、四九五・〇八	四、一〇一・〇八	二、四二二・六六	二、四二二・六六	六、三三二・〇〇	三、九三三・〇〇	四、四九五・三三	四、四九五・三三	四、四九五・三三	六、七五九・九七	六、七五九・九七	四、四九五・三三	四、四九五・三三	四、四九五・三三	三、六九七・九八	三、六九七・九八	三、六九七・九八	三、六九七・九八	三、六九七・九八	三、六九七・九八	三、六九七・九八	三、六九七・九八	三、六九七・九八	三、六九七・九八	三、六九七・九八	三、六九七・九八	三、六九七・九八	三、六九七・九八	三、六九七・九八	三、六九七・九八	三、六九七・九八	三、六九七・九八	三、六九七・九八	三、六九七・九八	
七、八四〇・〇〇	二、四九二・六六	四、一〇一・〇八	一、六〇六・三三	一、六〇六・三三	九、五〇四・〇〇	六、五七二・〇〇	七、三四二・八九	七、三四二・八九	七、三四二・八九	一、〇八七・一八	一、〇八七・一八	七、三四二・八九	七、三四二・八九	七、三四二・八九	六、五六四・二九	六、五六四・二九	六、五六四・二九	六、五六四・二九	六、五六四・二九	六、五六四・二九	六、五六四・二九	六、五六四・二九	六、五六四・二九	六、五六四・二九	六、五六四・二九	六、五六四・二九	六、五六四・二九	六、五六四・二九	六、五六四・二九	六、五六四・二九	六、五六四・二九	六、五六四・二九	六、五六四・二九	六、五六四・二九	六、五六四・二九

福利増進施設

日本労働年鑑

府縣別	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
愛媛	媛	九、六七三・七六	六、六七七・九	一六、三六一・〇五	五、七五七・〇〇	一五五・三八	五、九二二・三九	一〇、四四八・六六	四〇〇・〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高知	知	三、五〇〇・〇〇	—	四〇〇・〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福岡	岡	一一、八九七・九〇	—	一一、八九七・九〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大分	分	二、四九二・二三	二、六九九・四〇	三、四、一九一・五三	二、二六二・三二	二、四、五六六・三九	一、三五、八二八・七〇	二、三、九四四・〇六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐賀	賀	三、二二三・三三	六、三六一・五四	九、八、五九四・六七	四、三、四九・〇六	六、〇〇〇	四、二、六七八・九九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本	崎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿兒島	島	一、四三四・三三	一、八七六・四九	三、三二〇・六一	一、五四六・三五	五・〇〇	一、五五一・三五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
沖繩	計	九、五五、九三三・六四	二、二七八、六七〇・三三	三、一六九、六七六・八二	一、三三五、五六六・四三	一、八九、三四九・五三	一、五二四、九一五・九五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(八)府縣別共済組合救済成績表 (同上調査府縣別一覽表其二ニヨル)

府縣別	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額		
京都	都	四、九一、一九三〇	二、一四七、一一、八三四	三、七八一、四〇四	七〇八、四、五七三	二、三二、四、七三七	二〇、二五九、一三九、六五五	三、七五、三、四〇四	二、三、二〇三	四、三、三三	二、八、二三四	四、三、三三	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪	阪	三、三六八、五、七七	五、八六三、二七六、〇九〇	一、八五一、〇二〇	一、五五、一六、四〇四	一、三、九七、五、四三六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長崎	崎	五、一七〇、四、二七四	三、四六三、一三、八五四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新潟	潟	四〇五、五、三七九	三、七三三、五、二六二	二、七四一、二、五九	四、七、八、三三九	三、三、九、二、八〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
茨城	城	二、五二一、六、六八	一、二七四、三、一六三	四、五、一、三三	一、三、七、八、二、三三	七、八、八、九、〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
奈良	長	—	八、八三六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三重	重	一、六〇八、五三	六、六〇、八、八三六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨	梨	—	四、一、二九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
滋賀	賀	二、四三六、四、九	六、三三、一、八四四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岐阜	阜	—	八、三六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長野	野	一、三三、一、二八	一、四〇〇、六、五一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福島	島	四、九、九、六、一、九、三三	三、六、一〇、一、一、〇、五二	一、五、九、六、一、〇、〇	四、三、一、一、三、〇	五、五、五、二、一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山形	形	三、三、一、二、二、五	四、六、一、一、三、三七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
秋田	田	一、七、七、八、八、二	一、二、八、一、五、四、七九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
石川	川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(以下不明) 低利資金を爲すに過ぎないものあり

府縣別	金額	人員	醫療	疾病	罹災	脫退	死亡	家族死亡	休業補助	勤続	結婚	出産	入替	祝金	其他	計
富山	四七	一七三	三三	一、四四	三〇	二〇三	一四	七〇八	二六	一、四七五	六	六	一四一	五〇	一、一八七	六、三三七
和歌山	二九六	一九四	一、三四	二、二九〇	五九	五〇	一八二	一、六八四	一八六	一、九四三	二八	一、七三九	六〇	七、〇七八	三、〇二五	二六、一九七
徳島	—	—	八四三	二、五二三	—	—	—	—	九七	七七一	—	—	九七	一九一	一、〇三七	三、四九五
香川	三三	一四二	五〇七	一、九四九	五五	一三三	一〇	九一	六七	六五五	—	—	五八	五七四	七一九	三、五三三
愛媛	二八五	二八五	三六八	一、四九三	五五	七七	九八	三六八	五	七〇六	六	六	三四	一六四	八九七	五、七五七
高知	収入あれども支出なし															
福岡	三、一七二	二四、四三〇	六、六三九	四、七七八	二七	八九六	三九九	二六三	一、〇六八	一、六二〇	二、五四五	二、五七五	二、〇七三	五、五八四	五、九二〇	二二、二六二
大分	八五	八六一	七、七七	一四、三六〇	二〇	六七	一七〇	七〇	一〇六	三、六〇〇	四三	二、九二五	九	八九五	八、六九〇	二三、四一九
佐賀	三七、六六七	二九、五九八	五五四	四、〇五一	三三	四三七	四八	三、二三四	二八八	三、二六四	—	—	六九八	二、一四三	三、六八八	四、六二八
鹿兒島	—	—	一五六	七三九	三三	四三二	一四	三七	四	八〇	—	—	五〇	二六七	四二	一、五四六
北海道	六、七四七	五、九二四	一九、一三〇	二六、七三六	九六	六四四	三七五	五、三〇九	一、三二八	一、三五四	八四	一六	二、一九四	九、五二七	八四、五三三	一一、六七三
群馬	—	—	二八	二六九	六	九六	四〇	六三	五	五四	六	三	一四	六四	九九	一、二二九
神奈川	三、一九八	三、七九四	一、五三	二七〇	七四	二五五	一、二四八	四〇	一〇	一	二	三	三	三三	一、九七六	八、三六六
埼玉	—	—	三七	七	一	二六	—	—	割戻二三	八六	—	—	—	—	—	四、一三三
栃木	三、四六四	三、六八	二六	二六	三三	三三	—	—	三	三	三	三	—	—	—	四、四三七
愛知	二七三	二九一	二四	一五	三三	—	—	—	七	七	—	—	〇	六	一	四、三三三
山口	二、五五元	二、二七元	二三元	二三元	二三元	二三元	二三元	二三元	二三元	二三元	二三元	二三元	二三元	二三元	二三元	二、六三〇
(備考) 圓未満切捨																

福利増進施設

(二)官業に於ける共済組合 月一日、最近に設けられたものが多い。陸軍、國有鐵道、警察官、逓信省等の共済組合は比較的好成績なる鐘紡との比較表を掲げてゐる。早いのは大正前に設けられてゐる。其内容に至つては民業に於けるものと大差がある。早いのは大正前に設けられてゐる。其内容に至つては民業に於けるものと大差がある。

傷ノ上務職	資		區
	掛	補	
死に至りたる者	一時金九百日分	一時金二百九十分	陸軍省
兩眼を亡し若くは二肢以上失ひたる者及之に準すへき者	一時金七百五十日乃至九百日分年金五ヶ月分乃至六ヶ月分四年以内死亡したる者の一時金金額の四倍	年金(男子)百五十日分乃至百八十分一時金(女子)二年分乃至二年六ヶ月	海軍省
一肢を亡し若くは二肢の用を失ひたる者並に之に準すへき者	一時金五百日分乃至六百廿分	年金(男子)百五十日分乃至百八十分一時金(女子)二年分乃至二年六ヶ月分	印刷局
一眼を亡し若くは一肢の用を失ひたる者並に之に準すへき者	一時金三百日分乃至四百日分	一時金一年六ヶ月以内但し脱退したる時	鐘紡
輕症の不具癱疾となりたる者	一時金五十五日分乃至二百日分	一時金一年分以内	鐵道省
		一時金三十日分以上は五十日分以上は五十分分以上は	
		一時金一ヶ月分乃至六ヶ月分	

私 傷 病			疾 病 瘵			
産前産後の給與	病患休業中の給與	與 特症者に對する給	瘵 疾	其他の救濟	休業中の給與	醫 療
産前一週間産後五週間給料の半額	八日目より五十日間給料の半額	組合加入後六ヶ月を経過し肺結核に罹り七十五日分		義肢義眼を給し尙之を修理す	當日より給料の十分の八	組合員自己の重大なる過失に因るに非ずして業務のため罹るに罹り醫治を要する時は組合の指定若しは認許する醫師に就き治療せしめ其療料を費すを支持ふものとす (組合負擔)
	八日目より給料の半額但し一年を通し六十三日を越ゆるを得ず	一、加入期間一年未満六分以上二年未満一年以上十分以上三年未満一年以上を加分す毎に十日分を加ふ				
		加入後一年以上にして特症に罹りたる者加入後一年以上未滿一ヶ月毎に半月分を加ふ	十年以上勤続者年金三ヶ月分乃至七ヶ月分 三ヶ月分以下			
産前三十日産後四十五日給料の七分	四分の日より給料の十分の七は給料一家の扶養者は一回百二十日迄は但し五年以上勤続者は百八十日迄				入院者は當日より給料の十分の三	會社所屬の病院又は會社指定の病院に於て會社の費用を以て治療せしむ
前後を通し四十二日間給料の半額	私傷病には醫療費の半額 傳染病には給料は前二者共五日目より半額	加入後一年以上の者三年以上六ヶ月分 三年以上九ヶ月分 七年以上一年分	加入後十年以上にして終身の自用を辨せざる者年金五ヶ月分乃至六ヶ月分 終身就業不可能の者年金三ヶ月分乃至五ヶ月分			

福利増進施設

罹		災	
罹災救済		罹災救済	
<p>家財の大部を失ひた るもの二十圓以内 已むを得ざる事故の 爲め必要あるとき掛 金の総額より最初の掛 年の間の掛金を控除し たる範囲の金額を貸 與す(一年以内)に月 賦返還</p>		<p>左の場合救済金を支 給せしむべき者は海 軍大臣の承認を受け 酌量す</p> <p>給し得 軍大臣の承認を受け 給し得</p> <p>(1) 刑罰又は懲戒處分 に依り解雇の時死亡 に依り解雇の時死亡 したるとき(3) 故意 に犯したる時(2) 意 に犯したる時(2) 意 に犯したる時(2) 意 に犯したる時(2) 意</p> <p>受領の先順位に在る 者を(4) 事由發生の日 より三年以内請求 せざるも(5) 臨検 の日はより二年以内 請求せざるも(5) 臨検 の日より二年以内請求 せざるも(5) 臨検</p>	
<p>組合員又は組合員死 亡の後受給者左の 各號の救済金を給せ ざるときは救済金を給せ ず(1) 刑罰に處せられ又 懲戒罰に處せられ又 時罪の組合員自己の 犯罪の時(2) 組合員 亡かしたる時(3) 組合 員が救済を受けるに 事故發生の場合に 検又は治療を拒み る(1) 事故發生 の日より二年以内 請求せざるも(5) 臨 検の日より二年以内 請求せざるも(5) 臨</p>		<p>災厄三ヶ月以内</p>	
<p>組合員犯罪により死 亡したる時又は懲戒 處分若くは刑事裁判 に因り其官職を免ぜ られたるときは給付 の全部又は一部を給 ぜざるこゝあるべし</p>		<p>災害見舞金二ヶ月分 以内家族見舞金十 日以内(一ヶ月以 上休養し醫療を受く る場合にして一年一 回さす)</p>	

次に海軍共済組合に就いて比較的詳細に其創立以來の事業成績を述べよう。蓋し本組合は少くとも官業に於ては最古のものの一つであるし、又これに依て一般共済組合事業の一斑を知ることが出来ようから。(次の調査は凡て大正九年三月末日現在のもの)

(1) 組合員加入脱退状況

組合員増減表					
年度	區分				
大正元年度	男	加入 四、九〇二	脱退 九、九五三	現員 四、〇四九	前年度との比較 △減
	女	加入 二、三〇〇	脱退 二、四七七	現員 六、六六六	
年度	區分	加入	脱退	現員	前年度との比較 △減
		加入 四、九〇二	脱退 九、九五三	現員 四、〇四九	
		加入 二、三〇〇	脱退 二、四七七	現員 六、六六六	

期間	種別	傷病救済	死亡救済	特症救済	脱退救済	療養救済	葬祭	計
大正元年度		七、六	五、三	二、五	二、五	三、四	—	七五、一
同 二年度		八、二	五、二	五、四	四、九	三、七	—	一〇一、五
同 三年度		七、九	五、四	五、四	三、九	三、九	—	九七、八
同 四年度		六、八	五、四	七、〇	四、七	四、五	—	一〇六、五
同 五年度		—	—	—	—	—	—	六、三
同 六年度		—	—	—	—	—	—	五、〇
同 七年度		—	—	—	—	—	—	五、六
同 八年度		—	—	—	—	—	—	五、六
平均		—	—	—	—	—	—	五、八

(5) 組合創立以來各年度に於ける収入の状況は次の如くである。

年次	政府給與金	組合員掛金	預金利子	寄附金	計
大正元年度	三九、三六、二〇	三三〇、一五四、五〇〇	五、三五、〇〇〇	一七、二五〇	五五四、八八八、八七〇
同 二年度	二九、二七、三九〇	二九九、三三九、七七〇	三、二七〇、三六〇	二七、二四〇	五五〇、八六四、七六〇
同 三年度	三三、九六、九、五〇	三〇六、七七〇、八二〇	五、四七三、八六〇	二一、八四〇	六〇五、三三〇、〇五〇
同 四年度	二四、六七〇、三八〇	三三〇、〇三六、九〇〇	八三、八五九、九八〇	二九、六七〇	六四九、五九六、九三〇
同 五年度	二七、九一六、〇七〇	三三七、〇五七、四五〇	一〇二、二八四、一四〇	四八、六六〇	七三三、〇三六、三三〇
同 六年度	三三、九六一、九〇〇	三六五、五二九、六〇〇	一四〇、六九九、三〇〇	一七三、三三〇	八三九、三六四、〇三〇
同 七年度	四七、九一四、二七〇	四三〇、六八六、二五〇	一八一、八八七、三三〇	二九六、四九〇	一、〇九一、九八四、三三〇
同 八年度	四七、四八三、五七〇	五二六、九〇九、九三〇	一九三、一九六、二七〇	一七三、九四〇	一、一八四、一五、八二〇
合計	二、四九三、〇六一、三三〇	二、八九六、四八五、三三〇	七九八、〇三三、一三〇	七七九、三三〇	六、一八八、三四七、九九〇

(6) 創立以來各年度に於ける支出状況は次の如くである。

年次	傷病救済金	死亡救済金	特症救済金	脱退救済金	療養救済金	葬祭料	計
大正元年度	四〇、四四、五元	一六、九四、八〇	五、三三、六〇	五、〇三、二七	一三、三九〇、一八	—	九七、三
同 二年度	四七、五七、三六	一八、二五、八五	一一、三三、四〇	一四、九七一、四一	一五、〇〇五、九七	—	一四三、七
同 三年度	四三、五五〇、五〇	二〇、二四、二五	一一、一九七、三〇	二〇、〇三三、二四	一六、二〇四、八〇	—	一四三、七
同 四年度	四〇、三六、五〇	三三、六四、七〇	一九、一七一、六〇	二六、二五五、七九	一八、八六五、三八	—	一四三、七
同 五年度	四三、九四、五〇	三三、五四、五〇	二二、二九八、六〇	二九、三八、一一	二四、四四、三三	—	一四三、七
同 六年度	四八、八三、九八	二九、五六、八五	一九、五八、六〇	一六、八四、六八	二〇、五三、八八	—	一四三、七

(7) 尚ほ救済者に對する各年度一人當救済金平均額は次の如くである。

種別	一人當救済金平均額
傷病救済金	一〇九、六〇〇
死亡救済金	六、四四〇
特症救済金	四、一三〇
脱退救済金	八、二九〇
療養救済金	二四、二〇〇
葬祭料	四二、五四〇
計	一八八、二二〇

福利増進施設

同 二年度	一三、七六〇	七、八〇〇	四七、五六〇	七、六〇〇	九、〇七〇	二五、三〇〇	五〇、〇三〇	同 六年度	一〇一、三三〇	一〇六、五五〇	七五、六五〇	三、五五〇	一〇、〇七〇	二九、九〇〇	三三、五三〇
同 三年度	一三、七三〇	八四、七〇〇	四、七五〇	一、四九〇	九、三〇〇	三三、三六〇	五〇、一一〇	同 七年度	一三八、四一〇	一三九、〇七〇	一三九、八六〇	三五、四三〇	九、四二〇	三〇、〇〇〇	七七、五三〇
同 四年度	一三〇、二〇〇	九二、二九〇	五、七三〇	一三、八三〇	九、〇七〇	二九、四五〇	五五、八九〇	同 八年度	一四一、四〇〇	一四三、一七〇	八五、五四〇	三五、一四〇	九、七四〇	一七、八〇〇	
同 五年度	一四一、二〇〇	一〇五、四五〇	七、六九〇	三、七四〇	九、九七〇	二八、八五〇	六三、八一〇								

かくて創立以來大正九年三月末日までに

各種の救済に充當された金額は百三十七萬八千七百六十七圓餘である、之れに病院診療所及び購買所の爲めに補助として支出したものを加算すれば百八十四萬三千五百二十三圓餘になり、収入差引現在高は四百三十四萬四千二百二十四圓四十四錢である。(8)本組合に於ける診療救済事業に就いて見るに、組合員及び其家族の診療救済設備として大正七、八兩年に於て病院及び診療所を創設し事業を開始してゐるものは次の通りである。

病院、診療所収入支出決算表

病院 診療所名	大正七年度			大正八年度		
	収入	支出	差引残	収入	支出	差引残
横須賀病院	六三、六八〇	五三、八六四	九、八一六	八四、〇三三	八二、一〇三	一、九三〇
吳 病院	—	—	—	一三、五七〇	一三、八一〇	—
佐世保病院	—	—	—	八〇、八八〇	七〇、三〇〇	一〇、五八〇
舞鶴病院	二三、六九八	一九、五六四	四、一三四	五〇、五九七	四七、〇七〇	三、五二七
平塚診療所	—	—	—	三、七九〇	二、二四八	一、五四二
大湊診療所	—	—	—	一、一九七	一、一七三	〇、八二四
旅順診療所	—	—	—	二七、七五〇	二五、三九〇	二、三六〇
合計	八四、〇三六	七三、四八四	一〇、五五二	三五四、二三八	三三三、九六〇	二〇、三二八

この外尙廣病院及び東京、馬公、鎮海診療所も近く設置の計畫中である。今大正七八年度に於ける病院、診療所の収入支出の概況を示せば次の通りである。

本組合に於ける購買所は大正七年夏米價暴騰したので組合員の生計上の不安に對する臨機の處置として組合資産の剩餘金參拾萬圓を支出して各工作廳に無償貸與し廉賣米を購入せしめて組合員に供給したのに始まり、遂に大正七年九月購買所規則を制定して次の順序で購買所を開始するに至つたのである。

所 名	開始期
横須賀購買所	大正七年十一月
吳 購買所	同 年十二月
佐世保購買所	同 年十一月
舞鶴購買所	同 年十二月
東京購買所	同 年十二月
大湊購買所	同 年十一月
馬公購買所	同 年十一月
旅順購買所	同 年五月
鎮海購買所	同 年六月
平塚購買所	同 年九月

是等購買所を開始するに當つて前に各工作廳へ臨時貸與した參拾萬圓は一時之を回収して更に貳拾七萬八千圓を各購買所資金

として配分し且つ其外に初度調辨費として壹萬五千餘圓、維持費として年額壹萬千餘圓を支出して生活上の必需品の廉賣に努めたのであるが、間もなく資金の不足を來したので大正七年十一月參拾萬圓及び大正八年七月六拾萬圓計九拾萬圓を組合責任準備金中から無利息融通資金として各購買所に貸與することとし、定額資金と併せ總額百拾七萬八千圓である。今大正九年三月末の各購買所現在資金額を示せば次の通りである。

購買所別資金額表

所名	定額資金	貸與資金	計
横須賀	六〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	二四〇,〇〇〇
吳	一〇〇,〇〇〇	四七〇,〇〇〇	五七〇,〇〇〇
佐世保	四〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	六九〇,〇〇〇
舞鶴	三〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇
東京	二〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	八五〇,〇〇〇
平塚	一五,〇〇〇	—	一五,〇〇〇
大湊	二〇,〇〇〇	二,〇〇〇	二二,〇〇〇
馬公	二〇,〇〇〇	二,〇〇〇	二二,〇〇〇
旅順	二〇,〇〇〇	六,〇〇〇	二六,〇〇〇
鎮海	二〇,〇〇〇	三,〇〇〇	二三,〇〇〇
合計	二七六,〇〇〇	八五〇,〇〇〇	一一二六,〇〇〇

(三)屋外労働者の共済組合

福利増進施設

不安定な生活状態に在つて不慮の災難に對し生活の保證を希望するは工場労働者又は之れに類似するものゝみに限らぬ。鮫鱈仲仕の如きものに在つては寧ろ一層必要とも考へられるが、本年に至つて彼等に取つては資本家とも目すべき仲仕小頭、其他と協調して彼等の間にも二三共済組合が生れた。

1 門司の石炭運搬業者共済組合

財界の不況に依り日常の生活に種々の困難を感ぜざるを得ない在門司三千の仲仕、百四十の仲仕少頭は、十一名の請負業者を提携し小頭井神吹松氏創立委員長山村哲、江利田源六兩氏委員となつて幹旋し石炭運搬業者共済組合なるものを組織し、其趣意書及び規約を發表した。規約は三十五個條で組合員は甲組(直接運搬に従事するもの)乙組(請負業者小頭)の二組に分ち、前者は一ヶ月に會費一圓、後者は三圓を收める。尙ほ請負業者全員を顧問に推し、小頭中から互選した二十名を理事とし、理事並に甲組合員中から互選した二十名と書記長とを加へ合計四十一名の評議員を置いて組合内の評議に與り、別に一名の書記長と書記若干名を置いて事務處理の任に當ることとなつて居る。

同組合の事業方針は、物品の購買(原産地より直接購入)並に共同宿泊所、簡易食堂、托兒所、實費診療所等を設置し、又俱樂部や金融機

關をも設ける。且同組合に一ヶ月以上加入した者の兒童で通學しつゝある者には一ヶ月一圓、中等學校に通學する者には十圓以内、高等學校入學者には廿五圓以内の補助をすることにまつて居る。

2 門司海陸荒荷仲仕共済組合

門司には立ん坊、荒仲仕の数が約三百あるが住む所もなく職を求めて佇んで居るのに同情し門司荒仲仕同業組合員は之が救済を計るべく二月始め協議を開いた結果、先づ立寄場を建て、之等仲仕の集會所とし、事務所を堀川町一丁目に設け、更に共通組合を設置して災難負傷、其他會員及び家族中に病人のある場合は囑託醫をして半額で治療せしめ、又購買會をも設けて會員の生活安定を計る事にした。そして仲仕一人に付き毎日雇主より五錢を徴收して維持費に充てるのである。

3 久留米驛構内仲仕共済組合

久留米驛構内に入場する仲仕連約三百名は一月仲仕共済組合を組織し會員が停車場構内の作業又は之に關聯する作業中不慮の災害に罹り死亡した時などに救済金を贈ることとした。之れに就ては驛長、貨物主任及び各運送店主が大に幹旋する所があつた。斯く仲仕連が自發的に共済組合を起したのは九州線内では始めである。

第二 娛樂慰安設備

會社工場などでは毎年一回又は二回所謂慰安會なるもを行つて遠足とか運動會とか

懇話會とか盆踊り其他種々の方法で僅かに日常勞働の苦痛を慰めてゐるのが普通である。その他大抵の工場では勤續職工に對する所謂表彰が毎年行はれて居るが、それも凡て極めて限られたる條件の下に於て表彰されるのであるから特記する程の意義はあるまい。茲にはたゞ比較的永續性を持つた娛樂慰安設備で本年中に企られたもの及び完成したもの、中主なるものを擧げよう。

1 吳海軍工廠職工俱樂部

吳海軍工廠では購買所長眞能主計中佐監督の下に舊吳區裁判所跡に職工俱樂部を建設し五月上旬開館した。同俱樂部は入口玄關右手がデパートメント・ストア、夫に隣接して機械體育、相撲場、及び公會堂を作り又左手は簡易食堂、新聞雜誌圖書縱覽室、湯沸場、料理場、理髮場、テニス・コート等である。

2 三越の俱樂部

大正四年三越店員の爲め設けられた同愛護會では東京府下駒澤村の林間に四千坪の地を購ひ、建坪三百餘坪の總二階洋風の俱

樂部を作り四月十一日落成式を舉行した。此建物は絶えず店員の自由使用に任せ食堂娛樂室、玉突室、浴室、婦人室、大廣間、書籍閱覽室、娛樂用寫眞現像室等から成り運動場には野球場、庭球場、大弓場、金棒、滑台、ブランコ、遊動圓木等が設けられ可成り行届いて居る。

3 八幡製鐵所職工俱樂部

八幡製鐵所には職員の俱樂部は開所當時から設置されてゐたが職工側にはないので第一厚板職工厚濟會は右職工約四百人の爲め製鐵所の補助を受けず豫て積立て、居た基金で俱樂部建設を計畫し本春來同市中央區日開神社南側に二階建の家屋建築、十月九日落成開館した。

第三 保健設備

比較的大きな診療所とか病院とか職工保健を目的とするもので本年中に新設又は増築されたものは次の如くである。

1 大阪遞信局の實費診療所

年來の懸案であつた大阪遞信局の實費診療所は大阪市内二個所に設置されることゝ

なつた一般通信事務従業員が其事務の性質上運動に不足し、健康状態の常に良好ならざるに鑑み從來設け來つた囑託醫の制度を擴張したものである。場所は遞信局の所在し郵便電信電話の中樞をなす北區と、比較的従業員が多く居住してゐる天王寺附近とに設置さるべく遞信部内の従業員及其家族もその恩恵に浴するのである。

2 鐘ヶ淵紡績會社の保養院増築

鐘ヶ淵紡績會社では結核患者療養の目的で關東方面には相州茅ヶ崎、九州方面には日奈久、近畿中國方面には兵庫縣加古郡高砂町に完全な保養院を設け其最寄工場に於ける同病患者を收容して、治療を施して居る。就中高砂の地は極めて適當な健康地帯で其療養上成績が良好だから現在の保養院の外に更に四十萬圓を投じて増築する計畫がある。

3 鐵道病院及び同療養所の増設

鐵道省では部内の保健衛生を一層完全にする爲め三月二十四日東京、仙臺、札幌、神戸、門司の五鐵道病院附藥劑師を東京に召

集して業務上の打合せを爲すと共に、技術の向上、意志の疎通を計る機關として草藥會と名くる組合を組織させたが、更らに同卅一日、全國鐵道治療所長會議を丸ノ内の私立衛生會館に開き、鐵道現業員の公傷治療及び家族一般の疾病豫防策等に付き協議し本省より元田鐵相及び福富保健課長等が出席した。

目下の治療所は僅に五十五個所で頗る不完全であるから、更に派出治療所及び巡回診療所の制度を設け、尙ほ鐵道病院も現在の五個所だけでは到底間に合はないので新たに名古屋に新設することとなり大正十一年中に完成すべく、又仙臺に於ては新たに約四十一萬圓の經費で擴張工事を始め本年中に竣工すべく、札幌鐵道病院も狹隘な

ので約六十萬圓の經費を以て改築することに決定した。

此外鐵道療養所と云ふのが神戸附近の有馬温泉に唯一つあるが、之れも各地に増設すべく、九州の別府温泉及び東京近郊の二ヶ所に土地の選定中である。因に今度新設した治療所は次の如くである。

(一)派出治療所 輕井澤、香椎、函館、若松、尻内、千葉、岩見澤、大津、大垣、糸魚川、奈良、平、會津若松、後藤、鳥取、江津、今庄新庄、糸崎、濱松、金澤、旭川

(二)巡回診療所名 横川、烏栖、函館、若松、青森、兩國、追分、京都、米原、直江津、湊町、平、新津、米子、敦賀、秋田、岡山、濱松、金澤、旭川

4 八幡製鐵所病院の増築

八幡製鐵所では十年度事業として附屬病院に三階建本館を新築し從來の各科の診察

室を増設し従業員一萬八千餘名に對する諸種の施設設備を爲す筈で、本館は敷地一萬坪に六千坪の建物一日二千名の診察設備と二百餘名を收容する病室と、同數の看護婦寄宿舎及養成所とを有する。

第四 工場寄宿舎

事業の性質及び労働者の身分上の關係其他の理由から寄宿舎を必要とするものに在つては大抵寄宿舎の設備がある。而して通勤工と寄宿工との百分比に於ては寄宿工の數は逐年増加の傾向を示しつつある。而して寄宿工は主として女工で、隨つて寄宿舎の最も多いのは染織工場である。次に工場法適用工場別に依る寄宿舎の有無及通勤寄宿別の職工數の表を擧げよう。(大正七年に於ける狀況)

業務別	工場數		通勤工		寄宿工		合計		百分比	
	の設あるもの	の設なきもの	男	女	男	女	男	女	大正六年	大正七年
染色工場	五、五四	三、三三	六、四四	二四、七六	五、一七	四七、七五	六一、一九	七三、五一	二一、六	二〇、九
機械及器具工場	九〇	一、八五	二六、〇五	一七、九六	二〇、三四	一、三一	四六、三九	三〇、四五	二〇、四	二〇、〇
化學工場	八六	一、六五	九、八三	四、二八	一、七〇	四、九〇	一六、五三	一〇、七	一〇、三	一〇、七
飲食物工場	六三	四四	一、〇五	一、〇〇〇	三、一〇	一、五五	四、六五	一、九	二、四	〇、九
合計			一六、〇一	四七、〇一	一八、一四	五三、九〇	六六、二四	一〇、七	二二、〇	二一、五

福利増進施設

雑工場	四六	一、七三三	二、二〇〇	五、五七六	二七、三三六	八、九五三	六、五三三	二、三三一	八、八三四	九〇、七六六	六、三	五、九	〇、三	〇、六
特別工場	四	一、五四	二、〇三	一、八四七	一、七五九	二〇、二四六	二、六六〇	四、五二	三、二二一	二、三五七	一、三	一、五	〇、二	〇、二
合計	八、四六	八、九三三	二、七三三	五、五七六	三三、〇七〇	八、九五三	二、七九〇	四、六、〇、八〇	五、四三、四七〇	一、九三、九六六	六、三、〇	六、〇、〇	三、八、〇	元、〇
危険工場	二、七二	五、二〇七	七、八八	一、七、五〇	四、〇七七	二、〇、六七	二、六、五三	六、三、三六	三、七、七八	二、四、三、三五	九、二、二	八、六、五	八、八	一、三、五

併し注意すべきことは、此設備が果して

實際上職工に取つて福利を齎すものと考へ得るや否やと言ふことであつて、是れは極めて疑はしい。次に参考の爲め掲げる十七ヶ條は愛知縣で寄宿舍建設の標準として工場法適用各工場主に示したものである。言ふまでもなく何等強制的なものではないが寄宿舍一般の設備の不完全に對する警告と見得るものである。

- 一、寄宿舍の奥行は五間以内とし北側に廊下を設くること（廊下の幅は概ね一間とすること）
- 二、寄宿舍の方向は間口が南又は南東及北西に面する様にすること
- 三、南及北には成るべく多く且つ大なる窓（連続窓を可とす）を附し且つ成るべく欄間を設け、窓の面積の總和が寢室床面積の五分の一以上とすること
- 四、床面より天井迄の高さは八尺以上たるべきこと
- 五、必ず張天井を作ること
- 六、一室の廣さは二十四疊以下とし、室間の

隔壁は壁とすること

- 七、各寢室には必ず押入を附すること、押入は成るべく小さく區劃し、其小區劃を一人宛専用せしむる様にすること
- 八、寢室の廣さは收容人員との割合は押入廊下を除き一人に付き少くとも一疊半以上とする
- 九、寄宿舍には出入口の外容易に屋外の安全なる場所に避難し得べき箇所を選び左の標準に依り層階に非常口其他の避難装置を設くべし

- イ、非常口は高さ内法五尺八寸以上幅内法五尺以上なること、但し平均二十坪以下の建物に在りては非常口の幅を三尺迄減ずるも妨げなし
- ロ、非常口の扉は内部より容易に之を開き又は打破し得べき方法とすること
- ハ、非常口は平坪五十坪以下の建物に在りては一箇所以上、百坪以下の建物に在りては二個以上とす、百坪以上の建物に在りては其室間取の状況に依り適當に之を増加すること
- ニ、出入口又は非常口に附屬すべき階段斜面若くは橋梁は出入口又は非常口の數に應じて之を設くること
- ホ、階段は踏面七寸以上蹴上げ六寸以下斜

面は傾斜角度三十度以内とすること

- ヘ、二階以上の建物の非常口には各層より直に屋外に通ずる階段斜面又は橋梁を設け其幅は非常口の幅より狭からざること
- 十、食堂の床はコンクリート又は板張りとし座食又は椅座食せしむる様になし、十分なる採光窓を附すること
- 十一、炊事場はコンクリート床となし時々水洗し得る様構造し、且十分なる採光窓を附すること
- 十二、女子を收容する寄宿舍に在りては寢室を區別して結髪室を設くること（收容人員の多少に従ひ適當の廣さとす）
- 十三、寄宿舍の便所は廊下を以て本舎と交通し得る様にすること
- 十四、便所は屋根を高くし破風下を吹抜さすべし、但し全體の構造を二重屋根とするも差支なし
- 十五、便池は釉薬を施したる甕、漆喰叩き又はコンクリートの如き不透透材料を以て構造すべし
- 十六、便所には適當の場所に排氣窓を設くること
- 十七、便所の數は少くとも二十人に付一個以上の割合を以てすること